

喜々津中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

【目指す生徒像】

- 心も身体もたくましい生徒
- 朗らかで思いやり、支え合う生徒
- 進んで学ぶ生徒

【いじめ対策委員会】

1. 目的

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織とする

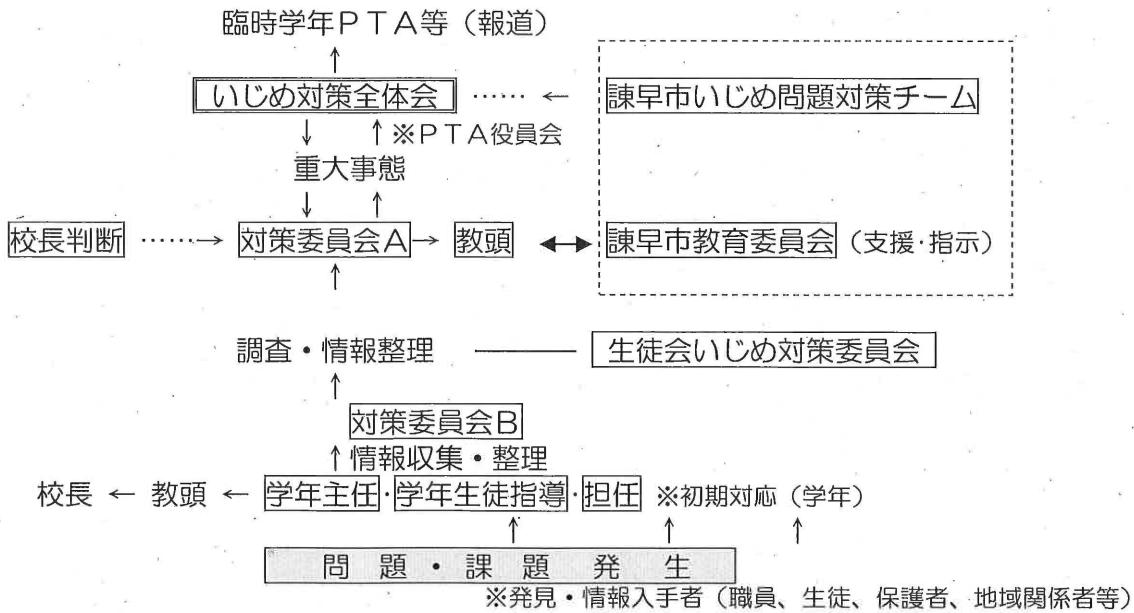
2. 役割

- いじめ防止等の取組の年間計画の作成、実施、評価の中核とする
- いじめの相談・通報の窓口とする
- いじめやいじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う場とする
- いじめに対し、組織的に対応するための中核とする

3. 開催及びメンバー

- 定期 対策委員会A（校長、教頭、学年生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター）：隔週
対策委員会B（学年生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター）：隔週
対策委員会全体会：毎学期
(PTA会長、学校評議員、校長、教頭、学年主任、養護教諭)
- 臨時 ※いじめと判断した場合、校長が招集する。
(1) 対策委員会A、担任、(必要により部活動顧問)
(2) 対策委員会全体会、関係者、(必要により相談員、SC)

＜組織図＞(定例・臨時もほぼ同じ体制とする)



【PTAとの連携】

○いじめ防止基本方針の共有と 共通理解

- ・PTA役員会
- ・PTA総会
- ・PTA学年学級懇談会

○早期発見の協力要請

- ・登校しぶり等
- ・会話、言動、交友
- ・ネットトラブル未然防止

○保護者相談（窓口）

- ・担任
- ・部活動顧問、保護者部長
- ・教頭
- ・PTA会長

【関連機関との連携】

○いじめ防止基本方針の共有と 共通理解

- ・学校評議員会
(人権擁護委員)
- ・民生委員懇話会
- ・自治会懇話会
- ・保護司会懇話会
- ・町育成会議
- ・警察、多良見交番

○諫早市教育委員会

- 市少年センター
- 市子ども支援課

○県の諸相談機関

【生徒会との連携】

○いじめ防止基本方針の共有と 共通理解。

○生徒会組織に防止対策委員会 を設置し、生徒と教師でいじめ 防止に取り組む体制を構築す る。

○生徒主体のアンケート調査・評 価を行い、生徒集会で報告する。

○平和集会、人権集会の充実。

【いじめ問題への取組】

<いじめの防止について>

(1) 学級経営の充実

- 一人一人の人格を尊重し、生徒・保護者理解に努める。
- 日々の生活状況や学習状況の把握、評価を生かすように努める。
- 一人一役を実践し、自己肯定感、存在感、成就感、達成感を味わわせる。
- 心の居場所としての学級、担任・副担任となるよう努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通し、「いじめ・人権」に関する項目の重点的な計画・実践を行う。
- 全教育活動を通し、「いじめの定義」「いじめは犯罪である」「ならぬものはならぬ」ことを
実践的、体験的に指導する。

(3) 生徒指導の充実

- 積極的生徒指導に努め、一人一人がわかる授業を展開する。
- 無言清掃の徹底を師弟同行で目指す。

(4) 部活動（保護者会）の充実と指導体制の整備

- 部活動では、いじめ問題等が発生しやすいことを共通理解し、積極的に指導・援助に関わるよう
努める。
- 生徒一人一人を尊重し、押しつけの指導にならないよう、生徒と指導者（顧問・コーチ）が理解
し合う雰囲気、組織を作る。
- 指導者と保護者が連携し、生徒一人一人に目を向け、部活動の充実と発展に貢献できる体制
(部活動振興会、保護者会)を作る。

(5) 校内研修の充実

- 生徒から学ぶ、生徒と一緒に学ぶ姿勢をもち、常に共に学ぶ教師集団を目指す。
- 授業公開を積極的・計画的に行い、授業力を付ける教師を目指す。
- 発達障害、外国人生徒、性同一性障害等、多様な視点で生徒理解を深める。

<いじめの早期発見について>

(1) 観察と情報交換

- 常にアンテナを高く・広くし、観察力を高める。
- 生徒・保護者からの情報が入りやすい雰囲気や人間関係の構築を図る。
- 生活ノート等、こまめな情報交換から情報を入手する。

(2) 定期的なアンケート調査

- 学級または学年ごとに、毎月アンケートを実施し実態把握に努める。
- 生徒会主体のアンケートを毎学期行い、その評価・発表を生徒会で行う。
- 気になる結果が出てきた場合は、更なる詳しいアンケートを実施し、対策委員会に報告を行う。

(3) 個人面談

- 定期的（学期ごと3回実施）面談の実施。
- 生徒からの相談は極端に少なく、教師の観察による早期問題発見が大切なことを共通理解し、担任副担任部活顧問等の相談の充実に努める。

(4) 教育相談体制の整備

- 担任、副担任、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラーとの情報交換を密にし、連携を図った相談体制を構築する。
- 特別支援コーディネーターと連携し、外部機関との相談の充実に努める。

<いじめに対する措置について>

(1) 的確な情報収集

- 毎月のアンケート、教師の観察から小さな情報を逃さないように努める。
- 気になる情報は、学年で共有し適確な詳細なアンケートや一人一人に対応した面談を実施し、相談員やスクールカウンセラーとも連携を図る。
- 突然の3日連続した欠席には、必ず家庭訪問を行い、理由を明確にできるように努める。
(できる範囲で、「いじめ」の有無を確認すること)

(2) 基本的な緊急対応

- 被害者本人の面談、保護者面談、家庭訪問を早急に実施し、実態把握を急ぐ。
- 負傷等の被害が出た場合は、病院受診を促し、結果によっては市教委へも第一報を伝える。対策委員会Aを開催する。

(3) 実態把握

- アンケート実施時期にとらわれず、日々の生活の中で実態を把握するよう努める。特に、休み時間（昼休み）、部活動においては、教師の目が届きにくいので注意する。
- 生徒自らの情報発信は極端に少ないことを十分理解し、担任、副担任、部活顧問等のアンテナ・気づきを大切にする。
- 聞く、聴くことを大切にする。生徒が話したいことを引き出す姿勢で対応する。

(4) 解決に向けた指導・支援

- 気になることは、職員間の情報交換から始める。
- 第一に、被害者の側に立って解決しようとする態度で生徒・保護者に接する。
- 担任や部活顧問一人で対応しないこと。学年で共通理解し、管理職の指示を受け、個への対応を組織的に行う。情報を対策委員会に伝えない場合、いじめ防止対策推進法違反となる場合がある。
- 家庭訪問は、原則として複数あたり、情報の行き違いに十分留意し、必ず記録をとておく。

(5) 繼続指導・経過観察

- 被害者が登校できない場合は、解決とはならないことを基本として対応する。
- 被害・加害が逆になったり、人間関係が複雑になることを予想し、経過を観察する。
- 定期的に声をかけたり、アンケートを利用するよう指導、支援をする。また、保護者への継続支援も怠らないこと。（3ヶ月を目安とする）
- いじめ解消の状態は、いじめが解消され、少なくとも3ヶ月を経過し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこととする。

(6) 再発防止

- 一朝一夕には解決しないことを念頭に、被害者・加害者・傍観者への継続指導を計画的に実施する。
- 生徒会、PTA、地域、関係機関との連携を十分にとる。（情報管理には要注意）

<重大事態発生時の対処>

(1) 連絡・報告

- 管理職への第一報の重要性を認識し、後手に回らないようにする。
- 重大事態発生の疑いが生じた段階で対応を開始する。
- 記録の重要性を認識し、早い段階で時系列にまとめておく。

(2) 罹害・被害生徒、保護者への対応

- 重大、緊急な場合は、必ず管理職へ相談し、指示を受けて対応する。
- 負傷、自傷、自殺行為については、時機を逸しないよう保護者に連絡を行う。
(情報管理には要注意、未確認・不確かな情報の場合は伝えないこと)
- 加害者・保護者への情報提供は、十分に協議した内容で行う。(勝手に被害者への対応・謝罪等をさせないようすること…トラブルの元)

(3) 他生徒への対応

- 不必要的情報提供はせず、落ち着かせる指導を行う。(人手が足りないようであれば、他学年にも協力を要請し、生徒誘導・指導に当たらせる。)
- 他の生徒へも、できるだけその日のうちに的確な情報を伝え、家庭での指導も適切に行っておくこと。(不適切な情報が流れる危険性が高いことを認識する)

(5) 関係機関との連携

- 外部窓口…教頭が行う。
- マスコミ対策…市教委と連携を図り、教頭(校長)が行う。
- 保護者会等の開催…PTA役員会や対策全体会を開催し、協議を行い、保護者会等の必要によりPTA会長が招集する。

【年間計画】

	月 别 活 動 内 容	その他の定例活動
4月	いじめ防止基本方針の共有と年間計画	○アンケート調査 (毎月、学期毎)
5月	校内いじめ防止対策委員会発足	○PTA役員会(6回)
6月	長崎っ子の心を見つめる週間、道徳公開授業	○学校評議委員会(2回)
7月	校内いじめ防止対策委員会①	○教育相談、面談(3回)
8月	平和集会、職員研修	
9月		
10月		
11月	校内いじめ防止対策委員会②	
12月	人権集会	
1月		
2月	校内いじめ防止対策委員会③	
3月	まとめ、反省	